

評価委員会の審議について

評価委員会の業務及び審議時期

区 分	評価委員会の業務	審議時期
(1) 市長に対する意見	ア 市長が法人の中期目標を定める際の意見（必須）	第 1 回 (5/12) 第 2 回 (6/9)
	イ 市長が法人から提出された財務諸表を承認する際の意見（必須）	第 3 回 (7/29) 第 4 回 (8/4)
	ウ 市長が法人から提出された中期計画（法人が作成し、市長の認可を受ける、中期目標を達成するための計画）を認可する際の意見（必須）	第 5 回 (今回) 第 6 回
	エ 市長が法人から提出された業務方法書（法人が作成し、市長の認可を受ける、法人の業務方法の要領を記載した書類）を認可する際の意見（必須）	—
	オ 法人の役員報酬等の支給基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについての意見（申出可能）	—
(2) 業務実績評価	ア 各事業年度の業務実績評価	第 3 回 (7/29) 第 4 回 (8/4)
	イ 上記各評価結果の市長への通知、法人への勧告及び公表	
	ウ 中期目標（市長が作成し、法人に指示する、法人の業務運営に関する目標）期間の業務実績評価	平成 27 年度